

耐震改修に係る固定資産税の減額措置について

一定の要件を満たす耐震改修工事を行い、かつ、改修を完了した3カ月以内に申告した場合には、翌年度分から一定期間の固定資産税が減額されます。（都市計画税は減額されません。）

※ バリアフリー改修の減額措置等、他の減額措置とは同時に適用できません。

●適用を受けるための要件

- (1) 昭和 57 年1月1日以前に建築された住宅であること(店舗等併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上)
- (2) 現行の耐震基準に適合することとなった住宅であること
- (3) 改修工事に伴う自己負担額が 50 万円を超えること
- (4) 令和 13 年3月 31 日までの間に完了した工事であること

●減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度分から下記の期間減額されます。

令和 13 年3月 31 日までの間に工事が完了した住宅: 1年間

※通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2年間

●減額の範囲

住宅1戸あたりの床面積 120 m²相当分までとし、固定資産税額の2分の1が減額。

(ただし、改修により長期優良住宅となった場合は、当該住宅にかかる税額の3分の2が減額。また、「通行障害既存耐震不適格建築物」が認定長期優良住宅となった場合は、1年目は3分の2が減額、2年目は2分の1が減額となります。)

●申請に必要な書類

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅性能評価書
- ・ 耐震改修工事に要した費用が確認できる書類(工事請負契約書など)
- ・ 認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当する場合のみ)

お問い合わせ先

千歳市総務部税務課家屋係 24-0168(直通)